

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前				
<p style="text-align: center;">第13節 軽減税率</p> <p>（学校等給食用脱脂粉乳に関する用語の意義及び取扱い等）</p> <p>9-2 令第32条第1項第1号に掲げる物品に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)及び(2) （省略）</p> <p>(3) 令第33条第3項に規定する「物品の配分を行う者」とは、文部科学省初等中等教育局長又は厚生労働省子ども家庭局長が学校等給食用脱脂粉乳の配分を行う者として証明する者であつて、<u>農林水産省畜産局長</u>が適当と認める者である。具体的には、当該物品に対して農林水産大臣が発給する関税割当証明書の受給者であるので、留意する。</p> <p style="text-align: center;">第16節の3 経済連携協定に基づく締約国原産品であることの確認</p> <p>（関税の譲許の便益の適用を受けるための要件を満たさない場合等における否認規定）</p> <p>12の4-9</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) 法第12条の4第6項第3号に規定する「第一項第二号の質問又は求めを行った場合において、当該質問又は求めを受けた者が、第二項の規定により定めた期間内に、当該質問に対する回答若しくは当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該質問に対する回答若しくは当該求めに対し提供した資料が十分でないとき」とは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%;">締約国原産地証明書等</td> <td style="width: 50%;">関税上の特惠待遇の否認の規定</td> </tr> </table>	締約国原産地証明書等	関税上の特惠待遇の否認の規定	<p style="text-align: center;">第13節 軽減税率</p> <p>（学校等給食用脱脂粉乳に関する用語の意義及び取扱い等）</p> <p>9-2 令第32条第1項第1号に掲げる物品に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)及び(2) （同左）</p> <p>(3) 令第33条第3項に規定する「物品の配分を行う者」とは、文部科学省初等中等教育局長又は厚生労働省子ども家庭局長が学校等給食用脱脂粉乳の配分を行う者として証明する者であつて、<u>農林水産省生産局長</u>が適当と認める者である。具体的には、当該物品に対して農林水産大臣が発給する関税割当証明書の受給者であるので、留意する。</p> <p style="text-align: center;">第16節の3 経済連携協定に基づく締約国原産品であることの確認</p> <p>（関税の譲許の便益の適用を受けるための要件を満たさない場合等における否認規定）</p> <p>12の4-9</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) （同左）</p> <p>(3) 法第12条の4第6項第3号に規定する「第一項第二号の質問又は求めを行った場合において、当該質問又は求めを受けた者が、第二項の規定により定めた期間内に、当該質問に対する回答若しくは当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該質問に対する回答若しくは当該求めに対し提供した資料が十分でないとき」とは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%;">締約国原産地証明書等</td> <td style="width: 50%;">関税上の特惠待遇の否認の規定</td> </tr> </table>	締約国原産地証明書等	関税上の特惠待遇の否認の規定
締約国原産地証明書等	関税上の特惠待遇の否認の規定				
締約国原産地証明書等	関税上の特惠待遇の否認の規定				

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
(削除)	(削除)	米国協定原産品申告書	米国協定附属書 I 第 C 節第 1 款 <u>10(b)(ii)</u>
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
(4) (省略)		(4) (同左)	
(5) 法第12条の4第6項第5号に規定する我が国税関職員の立会いの下での輸出者の事務所等への立入、検査等の協定相手国の権限ある当局に対する要請について、定めた期間内に回答しないとき、当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該求めに対し提供した資料が十分でないときは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。		(5) 法第12条の4第6項第5号に規定する我が国税関職員の立会いの下での輸出者の事務所等への立入、検査等の協定相手国の権限ある当局に対する要請について、定めた期間内に回答しないとき、当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該求めに対し提供した資料が十分でないときは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。	
締約国原産地証明書等	関税上の特恵待遇の否認の規定	締約国原産地証明書等	関税上の特恵待遇の否認の規定
メキシコ協定原産地証明書	メキシコ協定第44条14	(新規)	(新規)
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
(6) (省略)		(6) (同左)	
(7) (省略)		(7) (同左)	